

新潟県立看護大学情報管理・倫理規程

(平成20年7月14日規程第3号)

(目的)

第1条 新潟県立看護大学（以下「本学」という。）において運用される電子情報に関する管理、運用及び倫理の諸事項について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において用いる用語の定義は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 計算機資源

本学が管理・運用する情報ネットワークシステム・コンピュータ及びこれらに接続する情報関連機器並びにこれらにおいて用いるソフトウェアの総称をいう。

(2) ユーザ

本学の計算機資源に対する利用資格を付与されている者をいい、本学の教職員（非常勤職員を含む。）、学生及び特に本学から資格を付与されている者をいう。

(3) 委員会

新潟県立看護大学情報ネットワーク特別委員会規程(平成25年4月1日規程第34号)に定められた新潟県立看護大学情報ネットワーク特別委員会をいう。

(利用目的)

第3条 計算機資源は、次に掲げる場合にのみ、これを利用することができる。

- (1) 本学の研究・教育、本学の管理運営並びにこれに関連して利用する場合
- (2) 情報の保守管理作業を行う場合
- (3) その他、委員会の委員長（以下「委員長」という。）が特に許可した場合

(ユーザの責務)

第4条 ユーザは、計算機資源の利用者としての責任を自覚し、人権やプライバシー、知的財産権等の尊重と法令等の遵守をするとともに本学の関係者としての品位の保持に努めなければならない。

(ユーザの利用環境の保全)

第5条 ユーザは、正当な理由なく計算機資源の利用を制限又は禁止されない。

- 2 法令の規定又はその他正当な理由がある場合を除き、電子メールやファイル等の内容及び利用状況についての秘密は保護される。
- 3 システム管理上の緊急な場合を除き、重大なシステム変更に際しては、委員長から事前にその旨の通知を受けることができる。

(不正利用等の禁止)

第6条 ユーザは、第3条における計算機資源の利用について、別に定める行為を行ってはならない。

(情報管理者の指定等)

第7条 委員長は、計算機資源の適正な保守管理と情報保護に必要な業務を遂行させるため、情報管理者（以下「管理者」という。）を指定する。

2 管理者は、主情報管理者（以下「主管理者」という。）1名と副情報管理者（以下「副管理者」という。）の若干名とする。

3 管理者は、計算機資源に使用する管理者権限を適切に執行し、また、管理者権限を用いて知り得た情報を守秘する義務を管理者の任を退いた後も負う。

4 主管理者は、副管理者を指示、監督し、副管理者はその指示等に従う。

(違反行為に対する処置等)

第8条 委員長は、第6条に規定する違反行為を行った者については、必要な調査、審査等を経て制裁処置を科することができる。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項等は委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成20年7月14日から施行する。

(新潟県立看護大学情報倫理規程の廃止)

2 新潟県立看護大学情報倫理規程（平成14年4月1日規程第11条）は廃止する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。